

第2号議案 平成29年度運動の総括と事業報告についてご説明いたします。

はじめに全体的な総括をあげております。

29年度は、全日本アド連結成21周年を迎え、生みの親である国民会議が解散して8年も経過したことから、自主独立の歩みが求められている、との認識に立って、社会的責任を自覚した成人としての歩みを開始しようと決意してスタートした年でありました。

全日本アド連と各都道府県アド協議会の連帯感を強め、情報の共有化を図り、共通の認識に立って運動を進める為、ネットの活用を進め、会長他役員が各地の研修会等に積極的に出かけて、運動の活性化に努めた年と云えます。

その為に、育成運動の基本目標を再確認し、重点運動を設定し、青少年問題とは何か？を、問い直し、それを解消するために、家庭・地域の教育力を復元することが重要と考えて「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を提唱・推進に努めた年でもあります。

また、後継者を養成するため、各県でアド入門講座の開設を支援。更に、「ゆめ基金」を導入して中央研修としての認定講座を継続実施し、仲間を増やす努力を続けて参りました。

更に、紹介パンフレットの作成をはじめ、「のぼり旗」や「ありがとう一日100回運動」の啓発シール、会員バッチや共通の名刺（台紙）を作成・活用し、会員自身の自覚と社会的な認知度の向上の為、啓発に努めてきました。

又、様々な青少年問題は、我々大人社会が作り出している問題であるとの認識から、全ての国民を挙げて取り組むべき課題であり、青少年健全育成基本法の制定や国民運動の再興を願って、全国会議員へ要望書を提出し、制定要望運動を強めた一年でもありました。

以下、掲載順にその概要を報告して、新年度の躍進に備えたいと考えます。

1、の「基本目標」ですが、私達の育成運動とは何か、目指す目標は何かを、明確に示し、この目標実現に向かって努力を続けることが、我々の育成運動であります。まだ会員全員に徹底しはならず、今後とも啓発していくこと重要と考えております。

2、の現状の認識と課題の

(1) 青少年を取り巻く社会について、ですが、青少年は社会を写す鏡であり、この社会が青少年に影響を及ぼしていることから、今後とも関心を持って見つめていく必要があると考えます。

(2) の青少年の現状ですが、青少年問題とは何か！を捉え、これを解消して、我々が目指す基本目標の実現をどのように進めるか、を考える基本となっており、今後とも、しっかりと把握する必要があります。

(3) 組織の現状についてですが、

養成講座で新しく会員を増やしている組織も増えており、活性化している組織があるこ

とが確認できました。今後とも新しい会員を増やして、行動する組織へと転換することが課題であります。その一方で、新会員も無く活動が鈍っている組織も見受けられ、活性化への支援が必要と考えます。

(4)の育成運動の経過について、ですが、都道府県民会議や市町村民会議のマンネリ化を見直すことを提唱しましたが進展しておりません。少子・高齢化、地方創生が国家的な課題となっている今日、我づくりを積みあげて、青少年の育成を中心に据えた、「町づくり・国づくり」のスローガンに則り、今後とも、見直しと活性化に向けた努力が求められています。

(5)のアドバイザーの役割について、であります。アドって何？と良く問われることから、その役割を明確にしてきましたが、十分に伝わっておらず、今後とも分かり易く会員に徹底し、周囲に理解されるアドバイザーに成長する必要があります。

(6)のアドバイザーの養成であります。各県での開催を奨励支援し29年度は10か所で養成講座が開かれており、今後の拡大が期待されます。中央研修は、29年度新たに「ゆめ基金」の補助を受けて新期44名。既アド22名、が受講し、29年度末では130人を認定しております。今後とも、後継者養成に全力を注ぐ必要があります。

(7)子供・若者支援法との関係については、内閣府の研修会に各県とも積極的に参加でき、施策の理解を深めることができました。また、29年版子供・若者白書の青少年関係指導者一覧に「全日本青少年育成アドバイザー連合会」が掲載されたことは、内閣府からの認知を受けたことに繋がります。また、青少年健全育成基本法の制定要望運動を継続し、全国会議員に要望書と提出しましたが、更に運動を強化して法の制定を実現する必要があると考えます。

3、重点運動方針に関する総括についてですが

第1の組織を強化することについては、連携が深まった県もありますが希薄になってきた県もあり、改善が課題となっています。

特に、自分自身や組織の活動を見直すことについては、「本当にこのままで良いか？」との真剣な協議が進んでいません。各県アド協が最も力を入れる運動を一つ決めてそれに全力を注ぐ、といった努力が必要です。

2)の事務局体制の強化、では、3つの委員会に事務担当を配置し、活躍して頂きました。

3)の専門委員会の改組では、委員を補充して、それぞれの委員会が活躍しました。総務委員会では、今大会提案の規約改正。後継者養成委員会では、第6期の講座開設・実施。広報

委員会では、啓発パンフレットを新規に作成して頂いた他、グループメールやFBの開設。更にHPの積極的な更新とアド連便りの発刊など、成果を挙げています。

その他、詳細は記載のとおりであります。

第2の「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進については

提唱3年目で、重点運動としての全国的な認識が広がり、全日本・各県の養成講座でその趣旨の徹底を図りました。札幌では地域活動にどのように生かされてきたかを考える「フォーラム」を開催。愛知県アド研修会でも分科会のテーマに取り上げられて本格的な研究協議を行うなど、具体的な動きも見られております。総務委員会でこの実績調査も行われており。結果を待って30年度に臨みたいと考えます。

第3の各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ることについてであります。この作業が進展せず、今後とも「このままで良いか？」と視点で育成運動を見直す必要を感じております。以下、項目に沿って総括します。

1) 市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ることについては、

- ① 会員として参加している個人は非常に少ないのが現状であり、まずは、住所地の活動の現状を把握し、そこに参加することから始めることが課題であります。
- ② 従来からの組織・運動を見直すことについては、今後の具体的な取り組み方を検討することが必要です。
- ③ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践につきましては、今後も継続して実施し、様々な事業にシール・缶バッチなどを活用しながら定着を図ることが重要であります。

2) 各県アド連と各県民会議との関係見直しと、連携強化については、

岐阜大会の資料を全ての県民会議に送付し、アド連の理解に努めました。今後も更に連携を強化して育成運動の活性化を図る必要があります。

3) 全国県民会議連合会との連携を強化することについては、

- ① 八村会長の後任である群馬県小林会長との連携に努めた他、養成講座の協力を得て、受講生の拡大に繋げる事ができました。
- ② 「青少年健全育成基本法」についても、共に要望運動をすることを文書で要請しているところです。

第4の基本法の制定要望運動を強化することについては、

全日本アド連として、全ての国会議員に制定要望書を提出。地方議会へは三朝町議会へ「基本法制定を求める意見書の提出について」(陳情)し、採択され、衆参両院議長、総理大臣他関係大臣に「意見書」の提出が実現しました。今後も可能な所から、地方議

会へ陳情を進めていくことが重要です。県民会議連合会や、関係団体との連携強化も課題であります。

4、の地域育成課題の取り組みと運動の継続についてですが、

- 1) の地域のおじさんおばさん運動は、我らの日常活動として定着しており、
- 2) の子供・若者の居場所づくりについても、「子ども達が安心して過ごすことのできる場所」をつくるため、今後とも継続して参ります。
- 3) の携帯・スマホのネット被害から子どもを守る運動についても、様々な機会を捉えて啓発しており、養成講座でも重要課題として研修項目に入れております。広報委員長の峠会長も積極的に出かけて啓発して頂きました。今後とも継続する必要があります。

5、の事業報告については、ほぼ計画どおり実施いたしました。詳細は掲載のとおりであり、私の動向も報告しておりますので、ご覧いただければ嬉しく思います。

以上、はしょって、説明させていただきましたが、詳細は掲載しているとおりでありますので、ご理解を賜り、承認頂きますようお願いして、提案説明とさせていただきます。